

家庭内常掲

平成29年4月7日

保護者 様

尼崎市立潮小学校
校長 藤本 吉将

非常変災時による臨時休業等の措置について

台風等の非常変災時における臨時休業等の措置については次のとおりに行いますのでこのプリントをよくご覧になって間違いのないよう、お願いいたします。(昨年度と変更している項目もあります。)

登校前は、テレビ・ラジオ等の気象情報をもとに、各家庭で判断してください。但し報道機関によっては、尼崎市が含まれていなくても「阪神」とまとめて発表される場合があります。必ず、サンテレビ、NHK、気象庁ホームページなど複数の媒体で【尼崎市】が含まれているかご確認ください。

「尼崎市」に、【大雨警報】【洪水警報】【大雨特別警報】等のいずれかが発令された場合も、臨時休業等の措置をとることになります。

- (1) 午前7時現在で尼崎市や尼崎市を含む地域に【大雨警報】【洪水警報】【暴風警報】【暴風雪警報】【大雨特別警報】【暴風特別警報】のいずれかが発令されていた場合、**自宅待機**とします。午前9時までの間はテレビ・ラジオ等の気象情報にご注意ください。
- (2) ただし、午前9時(9時ちょうどを含む)までに上記の警報が解除された場合、**速やかに安全に注意して登校させてください。**(2校時以降の授業を行います。給食は実施します。)
- (3) 午前9時現在、上記の警報がそのまま発令されている場合は、**臨時休業日となります。**午前9時以降に解除されてもそのまま臨時休業日となります。
- (4) 午前7時と午前9時の判断は、テレビ・ラジオ等の気象ニュース、気象庁ホームページによります。**午前9時までテレビ、ラジオ等の気象情報に十分ご注意ください。**
- (5) 登校後に上記の警報が発令された場合、状況に応じて授業の途中で下校させる場合があります。教師引率で地区別下校させますが、学校一時待機や、お迎えの要請も可能性があります。その場合はメール配信等で連絡します。(警報発令が午前11時までの場合は、原則として給食を食べずに下校する可能性が高くなります。メール配信しますが、前日から準備できる状況の場合は、給食ありでも給食なしでも、どちらになっても対応できるようにしておいてください。)
※帰宅しても保護する者(親、兄、姉等)のいない児童は学校で一時待機します。児童ホーム・子どもクラブの指導員は、学校と連携して児童の保護にあたります。

※上記の下線部分が、昨年度と変更している点です。

※台風接近時にご家庭が不在となる場合、緊急時でも児童が安心して下校できるよう、親族宅への避難の依頼をしておくなどの準備をしておいてください。

※上記以外でも、学校付近で局地的な豪雨やその他の災害(ガス爆発、火災、雷等)が発生した場合は、緊急に臨時休業や通学路変更等の措置をとることもあります。(その場合は、メール等で連絡します。)

※自宅周辺で道路の冠水、用水路の増水等、児童の登校に危険な緊急事態が発生した場合は、警報発令や学校からの連絡指示がなくても、ご家庭の判断で登校を見合わせてください。

※ このプリントは、家庭内のよく見えるところに掲示して下さい。